|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ＢＣＰと感染症の予防及びまん延防止の取り組み状況調査票（施設系以外） | 事業所名 |  |  | 別添 |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務継続計画（ＢＣＰ）について |  |
| 【１】事業者（施設）は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画（ＢＣＰ））を策定し、ＢＣＰに従い必要な措置を講じなければならない。  ①　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　ｂ　初動対応  　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  ②　災害に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　ｃ　他施設及び地域との連携  ※ＢＣＰの各項目の記載内容は「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護設・事業所における自然災害発生時業務継続ガイドライン」を参照されたい。 | ◎左記の①感染症に係る業務継続計画を策定していますか  策定している　　　　　 策定していない  ◎左記の②災害に係る業務継続計画を策定していますか  策定している　　　 　　 策定していない |

|  |  |
| --- | --- |
| 【２】事業者（施設）は、従業員に対し、ＢＣＰについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ※研修は年１回以上（特定施設・地密特定施設・ＧＨは年２回以上）の定期的な教育を開催すること。  なお、感染症のＢＣＰ研修と感染症の予防及びまん延防止のための研修は、一体的に実施することも差し支えない。  ※【特定施設・地密特定施設・ＧＨ】新規採用時は上記定期的な教育とは別に研修を実施すること。  ※【特定施設・地密特定施設・ＧＨ以外】新規採用時は上記定期的な教育とは別に研修を実施することが望ましい。  ※訓練（シミュレーション）は年１回以上（特定施設・地密特定施設・**ＧＨは年２回以上**）実施すること。なお、感染症のＢＣＰ訓練と感染症の予防及びまん延防止のための訓練は、一体的に実施することも差し支えない。また災害のＢＣＰに係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。  ※訓練は机上を含めその実施手法問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせることが適切である。 | ◎左記研修の直近２回の開催状況について  感染症　①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  　災害　　①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  ◎左記訓練（シミュレーション）の直近２回の開催状況について  感染症　①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  　災害　　①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  ◎左記感染症ＢＣＰの研修や訓練を行っている場合、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練と一体的に実施していますか  一体的に実施している　　　　 別々に実施している  ◎左記災害ＢＣＰの訓練を行っている場合、非常災害対策の訓練（例：消防訓練）と一体的に実施していますか  一体的に実施している　　　　 別々に実施している  ◎左記研修の新規採用時研修の実施状況について  実施している　　　　 実施していない  ◎左記研修や訓練を記録していますか。  記録している　　　　 記録していない |

|  |  |
| --- | --- |
| 【３】事業者（施設）は、定期的にＢＣＰの見直しを行い、必要に応じてＢＣＰを変更すること。 | ◎ＢＣＰを毎年見直ししていますか  見直している　　　　　　　 見直したことがない  ◎ＢＣＰを見直した結果、内容を変更することがありましたか  変更したことがある　　　　 変更したことはない |

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症の予防及びまん延防止のための取り組みについて |  |
| 【１】事業所（施設）における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ること。  　　　　※当該事業所の感染対策委員会であり、外部の者も含め、感染対策の知識を有する者など幅広い職種で構成することが望ましい。  　　※専任の感染対策担当者を決めておくことが必要である。  　　※感染対策委員会は定期な開催以外も、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する必要がある。  　 ※感染対策委員会を、テレビ電話装置等を活用する場合、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　 ※感染対策委員会は、関係が深いと認められる他の会議体と一体的に設置・運営や他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | ◎左記委員会の直近４回の開催状況について  ①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  ③（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  ◎左記委員会の結果について、従業者に周知徹底していますか  している　　　　　  していない  ◎感染対策担当者名　（　　　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 【２】事業所（施設）における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。  「感染症の予防及びまん延防止のための指針」に盛り込むことが想定されるもの  イ　平常時の対策  　　　　・事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）　など  ロ　発生時の対応  　・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等  　　　 ・発生時における事業所内の連絡体制や上記関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要  ※それぞれの記載内容の例については「介護現場における感染対策の手引き」を参照 | ◎左記指針について、整備していますか  　 している　　　　　  していない  ◎左記指針に盛り込む項目を記載していますか  　イ及びロともに記載　　　片方のみの記載 |

|  |  |
| --- | --- |
| 【３】事業者（施設）は、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ※研修は年１回以上（特定施設・地密特定施設・ＧＨは年２回以上）の定期的な教育を開催すること。  なお、感染症のＢＣＰ研修と感染症の予防及びまん延防止のための研修は、一体的に実施することも差し支えない。  ※【特定施設・地密特定施設・ＧＨ】新規採用時は上記定期的な教育とは別に研修を実施すること。  ※【特定施設・地密特定施設・ＧＨ以外】新規採用時は上記定期的な教育とは別に研修を実施することが望ましい。  ※研修の実施は「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、所内研修で差し支えない。  ※訓練（シミュレーション）は年１回以上（特定施設・地密特定施設・**ＧＨは年２回以上**）実施すること。なお、感染症のＢＣＰ訓練と感染症の予防及びまん延防止のための訓練は、一体的に実施することも差し支えない。  ※訓練は机上を含めその実施手法問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせることが適切である。 | ◎左記研修の直近２回の開催状況について  ①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  ◎左記訓練（シミュレーション）の直近２回の開催状況について  ①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  ◎左記研修や訓練を行っている場合、感染症ＢＣＰの研修や訓練と一体的に実施していますか  一体的に実施している　　　　 別々に実施している  ◎左記研修の新規採用時研修の実施状況について  実施している　　　　 実施していない  ◎左記研修や訓練の内容を記録していますか  記録している　　　　 記録していない |

|  |  |
| --- | --- |
| 【４】上記のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年３月31日　厚生労働大臣告示第268号）に沿った対応を行うこと。 | ◎左記の内容について理解していますか  理解している　　　　 勉強中である |